

このような
お悩みは
ありませんか



一人暮らしで、
何かあった時が心配。
福祉サービスを上手に
利用したいけれど、
契約ができるか不安。

高齢や障がいのため、
計画的にお金を
支出することが難しい。
悪徳商法に
巻き込まれたくない。



将来、判断能力が
衰えた時には、
信頼できる人に
財産を管理してもらいたい。
財産管理の指針もあらかじめ
自分で決めておきたい。

そんな ↓ あなたに

<ゆとり~なのホームロイヤー>がいます

ホームロイヤーは
あなたのかかりつけの弁護士です。
法律の専門家が、
あなたの悩みや相談事に丁寧に対応、
あなたの力強いパートナーになります。

<ゆとり~なのホームロイヤー>は
3つのメニューを用意しています。

見守り

見守り
+
財産管理

任意後見

高齢者・障がい者総合支援センター ゆとり~なの
各種相談のご案内

お問い合わせ先 **03-3581-2250**

■ 無料電話相談

上記へのお電話で、無料電話相談（1回15分程度）
ができる電話番号・曜日・時間帯を
別途、ご案内します

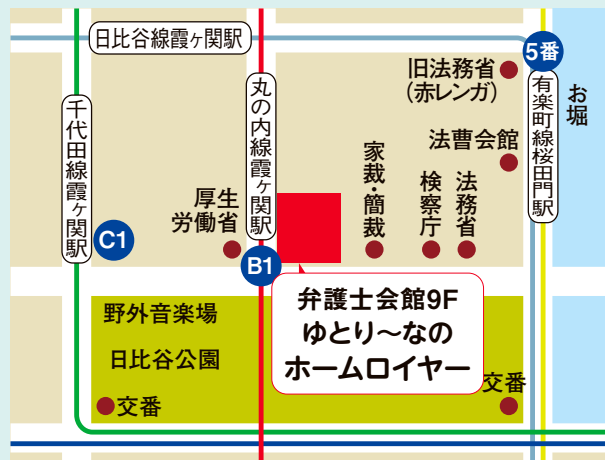
■ 面接相談

予約制・1時間1万円（税別）
毎週木曜日 13時~16時

ゆとり~なは、
第二東京弁護士会が
運営しています

■ 出張相談

予約制・原則2時間3万円（税別）



交通の
ご案内

地下鉄丸ノ内線・日比谷線 霞ヶ関駅 B1出口より直通
地下鉄千代田線 霞ヶ関駅 C1出口より徒歩約3分
地下鉄有楽町線 桜田門駅 5番出口より徒歩5分

ホームロイヤーの
お問い合わせは

第二東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館9階
電話 03-3581-2250

ゆとり~な 第二東京弁護士会

検索

あなたに
かかりつけの
弁護士を。

ホームロイヤーが
高齢者・障がいのある方の
生活を見守ります。



第二東京弁護士会

ゆとり～なのホームロイヤーは、 あなたの心強いパートナーです。

高齢者・障がい者総合支援センター

元気なうちに、これからのことを考えておきましょう。

将来、あなたが認知症などで判断能力が衰えても、信頼できるホームロイヤーなら、あなたの大切な財産を管理し、あなたが困らない暮らしを続けていく支えになります。

ゆとり～なのホームロイヤーは、経験豊富な弁護士なので安心です。



第二東京弁護士会
ゆとり～なのホームロイヤー契約の

特長



1 「弁護士」だからこそできる トータルサポート

「ゆとり～な」のホームロイヤーは全員が弁護士です。弁護士だからこそ、契約書のチェックや財産の管理、家族・親族への対応、ご利用者がお亡くなりになった後の種々の事務まで、あらゆる事項についてサポートをすることができます。

2 決まった弁護士が あなたの日常生活をまとめて把握

ホームロイヤーは、定期的にあなたと連絡をとって安否を確認したり、いつでも気軽にご相談に応じます。財産の管理方法や福祉施設への入所準備など「古い支度」のために必要な様々な事項をタイムリーにアドバイスします。

3 能力が衰えた場合の万全の備え

将来、判断能力が衰えた場合に備えて、ホームロイヤーと任意後見契約を交わしておけば、切れ目のない財産管理のサポートを受けられます。

4 第二東京弁護士会の 関与があるから安心

第二東京弁護士会は、「ゆとり～な」を通じてホームロイヤーとなった弁護士に対して、定期的に活動報告をするように求めます。また、ホームロイヤーに適宜アドバイスをして、その活動を指導・支援していきます。

まだ判断能力の衰えはないけれど、何かあった時にサポートしてくれるパートナーを用意しておきたい方に

見守り

自分で財産管理

安否確認

法律相談

入院など緊急時の
支払い代行

(15万円までの預託金サービスを利用した場合)

- ホームロイヤーによる定期的な安否確認+法律相談・財産管理のアドバイス。

費用の目安

1万円/月

毎月1回の安否確認
+1時間程度の相談

5,000円/月

2か月に1回の安否確認
+1時間程度の相談

【チェック機関】 第二東京弁護士会

判断能力はあっても、一人で財産管理をするのが不安な方に

見守り+財産管理

ホームロイヤーが財産管理

安否確認

法律相談

財産管理

(ご希望に添った方針で、
あなたの大切な財産を管理します)

- ホームロイヤーに管理を委託する財産については、全体の委託や、一部を選んで委託することもできます。その後の変更・追加も可能です。
- オプションで死後事務(葬儀・埋葬など)を依頼することも可能。

費用の目安

2~5万円/月

ご依頼内容によって変わりますので
都度話し合いにより取決めます

3~10万円/月

資産高額・複雑事案など

【チェック機関】 第二東京弁護士会

将来、判断能力が衰えた時に信頼できる人に、財産を安全に管理してもらいたい方に

判断能力が
不十分になっ
たら

任意後見

ホームロイヤー(任意後見人)が
財産管理

安否確認

財産管理

- 判断能力が不十分になった場合に、あなたが事前に定めていた財産管理の方針にもとづいて、財産を管理します。
- オプションで死後事務(葬儀・埋葬など)を依頼することも可能。

費用の目安

費用は基本的に「見守り+財産管理」と概ね同じ。
但し、後見監督人の報酬も別途発生します。

【チェック機関】 後見監督人及び家庭裁判所による監督

まずは見守りから始めてみませんか。

ニーズに応じてどれか一部のみを選択したり、後で追加したり、組み合わせもできます。「見守り」で様子を見てから「見守り+財産管理」や「任意後見」を利用するか決めることもできます。



り～なさん

お問い合わせ・ご相談はお気軽に第二東京弁護士会・
ゆとり～なのホームロイヤーへお電話ください。

電話 03-3581-2250



ゆ～とさん